

課題紙

注意事項

- 企画提案試験は、Ⅰ部とⅡ部に分かれています。まずⅠ部では、この課題紙にある設問に従って、政策概要説明紙（プレゼンテーションシート）を作成します。続いてⅡ部では、Ⅰ部で作成した政策概要説明紙の内容を試験官に向けて発表するとともに、試験官からの質疑に対する応答を行います。
- 政策概要説明紙の作成について
 - 政策概要説明紙の作成時間は**1時間30分**です。
 - 政策概要説明紙の用紙は **1枚**（両面）です。箇条書きや図、表を用いるなど自由な形式で、提案することとなる政策の内容を分かりやすくまとめてください。
なお、Ⅰ部で作成した政策概要説明紙をⅡ部で発表する時間は**5分**です。
 - 政策概要説明紙への記入は、枠内に濃くはっきりと内容が分かるように行い、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - 政策概要説明紙の表側の各欄には、それぞれ必要事項を記入してください。
 - 試験の公正を害するおそれがありますので、設問と関係のない事項は記載しないでください。
- この課題紙及び参考資料は、Ⅰ部終了時に一旦回収します。回収した課題紙及び参考資料は、Ⅱ部開始後に政策概要説明紙のコピーとともにもう一度お渡ししますが、Ⅱ部終了時には再度回収します。
- 試験時間中に、この課題紙を切り取ったり、転記したりしないでください。
- 下欄及び**参考資料**の表紙の所定の欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分 教 養	受験番号	氏 名
--------	--------------	------	-----

指示があるまで中を開いてはいけません。

設問 次を示される状況及び課題に応じた政策概要説明紙（プレゼンテーションシート）を作成しなさい。

政策概要説明紙の作成に当たっては、**参考資料**を用いても差し支えないが、**参考資料**から考えられる施策のみを提案する必要もないものとする。

あなたが置かれている状況

あなたは、ある組織の行政官として上司から次の課題が与えられており、自分の提案を説明するための資料を作成しようとしている。また、あなたの提案は組織内で検討されたのち、実現に向けて関係府省との調整等を経て、最終的には、国民に対して公表されることとなっている。

上司からの課題

我が国の65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は、昭和25年には5％に満たなかったが、昭和45年に7％を超え、さらに、平成6年に14％を超えた後も上昇を続け、令和5年10月1日現在、29.1％に達している。

また、65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合が「男性4.3％、女性11.2％」であったのが、令和2年には「男性15.0％、女性22.1％」となっており、今後も引き続き増加傾向にあると推計されている。

このような状況を踏まえ、65歳以上の一人暮らしの高齢者が増加し続ける社会において必要となる具体的施策を複数提案し、その全体概要を説明する資料を作成しなさい。

なお、施策の提案に当たっては、提案した施策を推進する上での留意点についても必ず触れること。

CP—2024—1 企画提案試験 参考資料

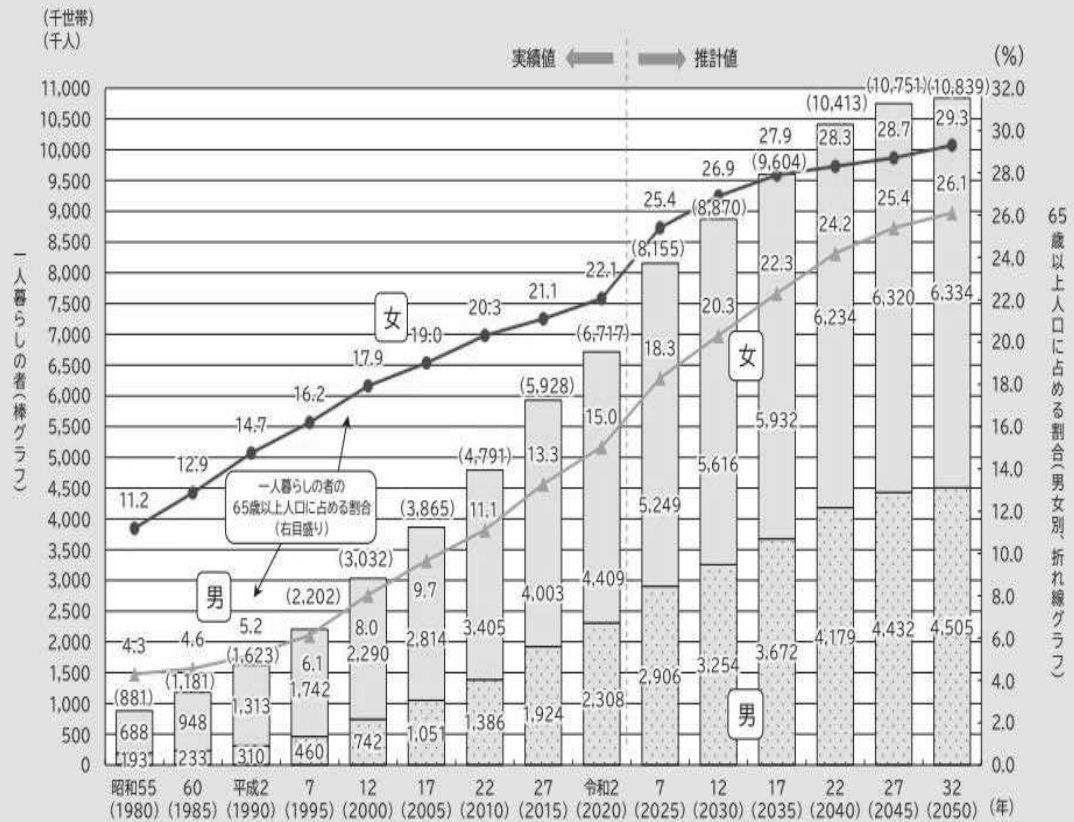
(注) 本参考資料は、次の資料を出典とする。

- ・ 内閣府「令和6年版 高齢社会白書」、「令和5年版 高齢社会白書」
- ・ 消費者庁「令和5年版 消費者白書」

第1次試験地	試験の区分 教 養	受験番号	氏 名
--------	--------------	------	-----

①

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）による世帯数

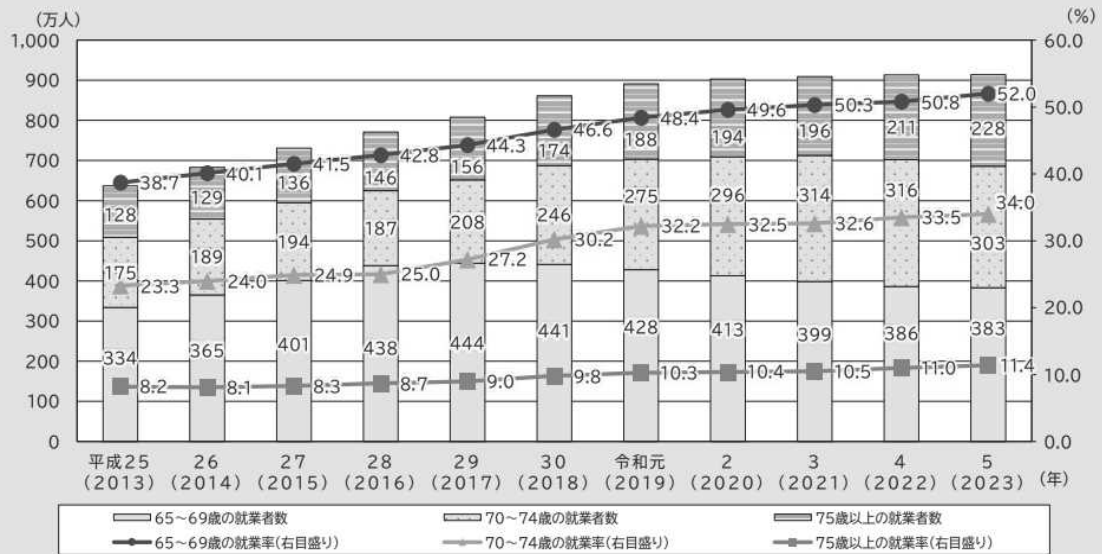
（注1）「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

（注2）棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

（注3）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

②

図1-2-1-4 年齢階級別就業者数及び就業率の推移



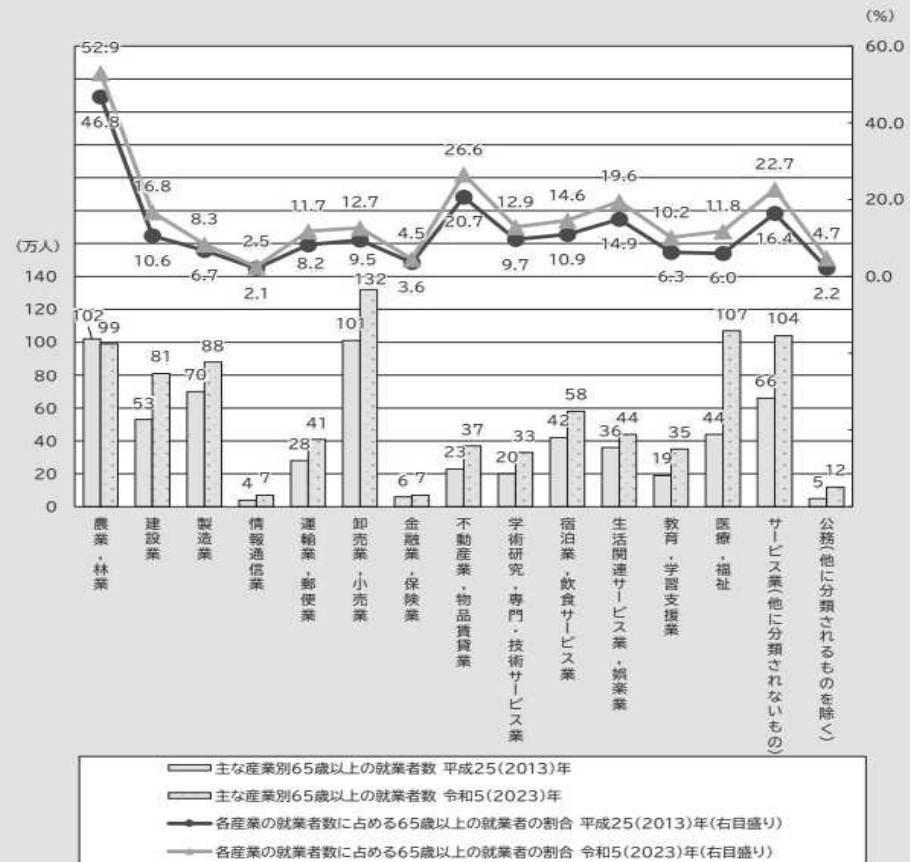
資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

③

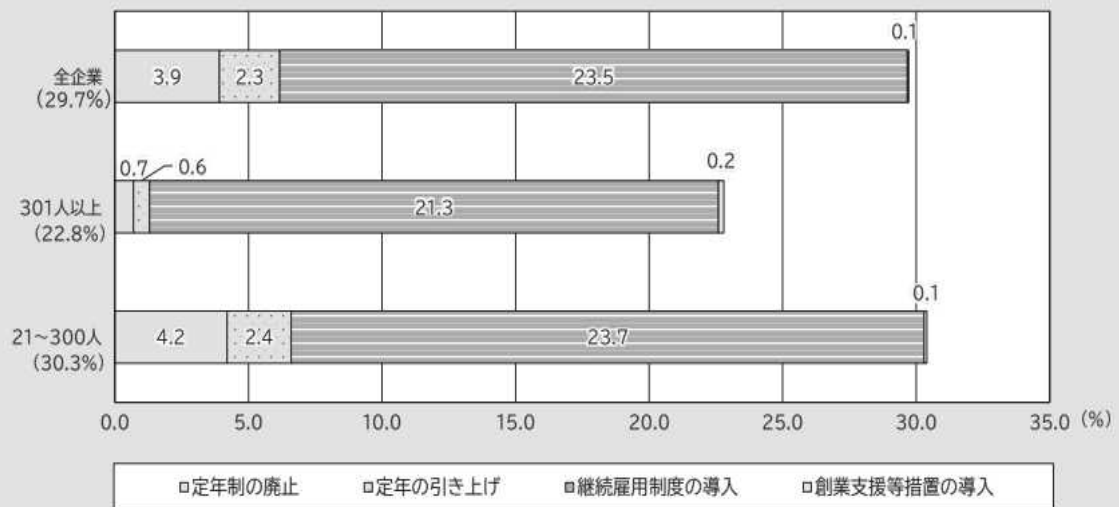
図1-2-1-5 主な産業別65歳以上の就業者数及び割合(平成25年、令和5年)



資料：総務省「労働力調査」

④

図 1-2-1-9 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳



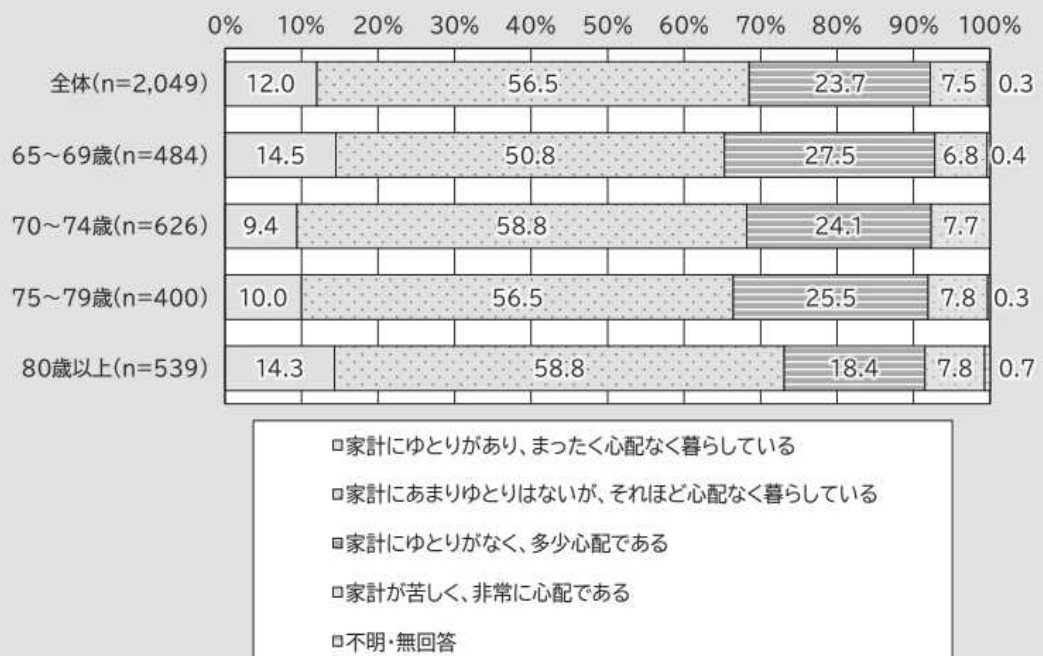
資料：厚生労働省「令和5年『高齢者雇用状況等報告』」より内閣府作成

(注1) 「創業支援等措置の導入」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入を指す。

(注2) 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

⑤

図 1-2-1-10 65歳以上の者の経済的な暮らし向き（択一回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度）

(注1) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(注2) 調査は60歳以上の男女を対象としているが、本白書では、65歳以上の男女の集計結果を紹介する。

⑥

表 1-2-1-11

高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額 (平均世帯人員)	平均等価可処分 所得金額
高齢者世帯	318.3万円 (1.54)	226.0万円
その他の世帯	669.5万円 (2.73)	327.7万円
全世帯	545.7万円 (2.32)	299.9万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)(同調査における令和3(2021)年1年間の所得)

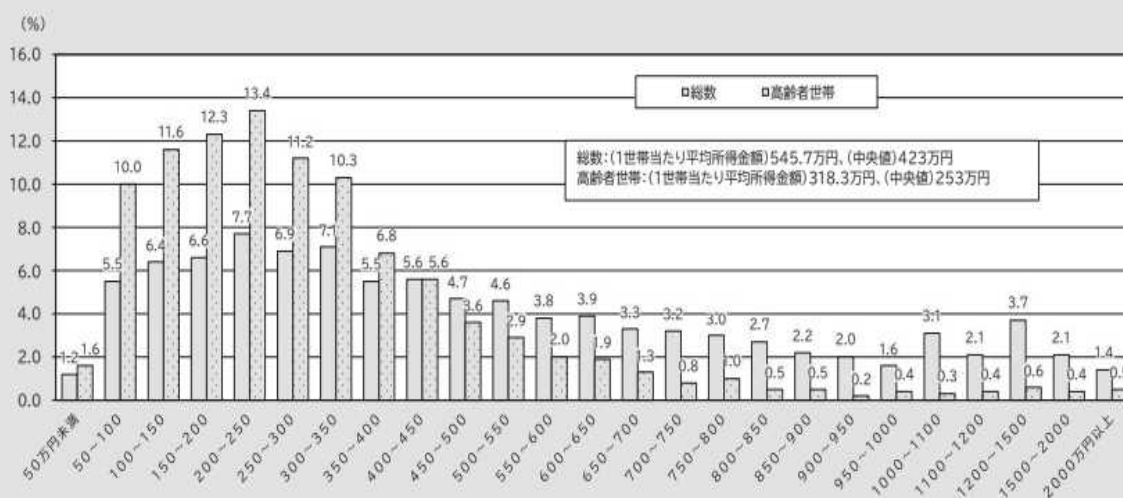
(注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(注2) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

⑦

図 1-2-1-12

高齢者世帯の所得階層別分布



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)

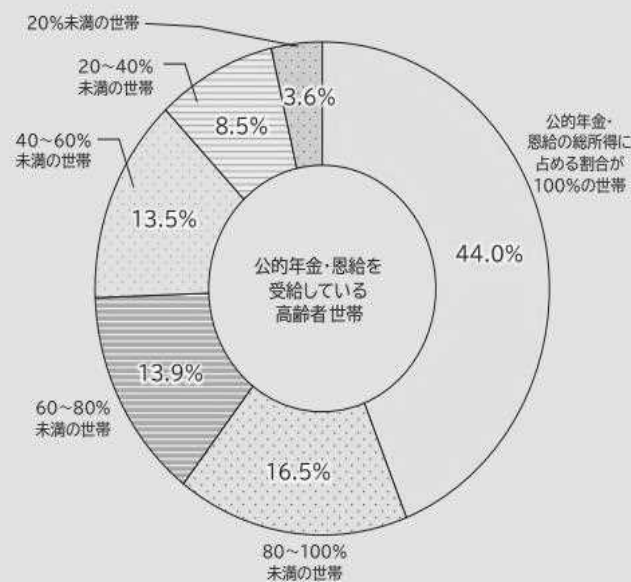
(注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(注2) 中央値とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値をいう。

⑧

図 1-2-1-13

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

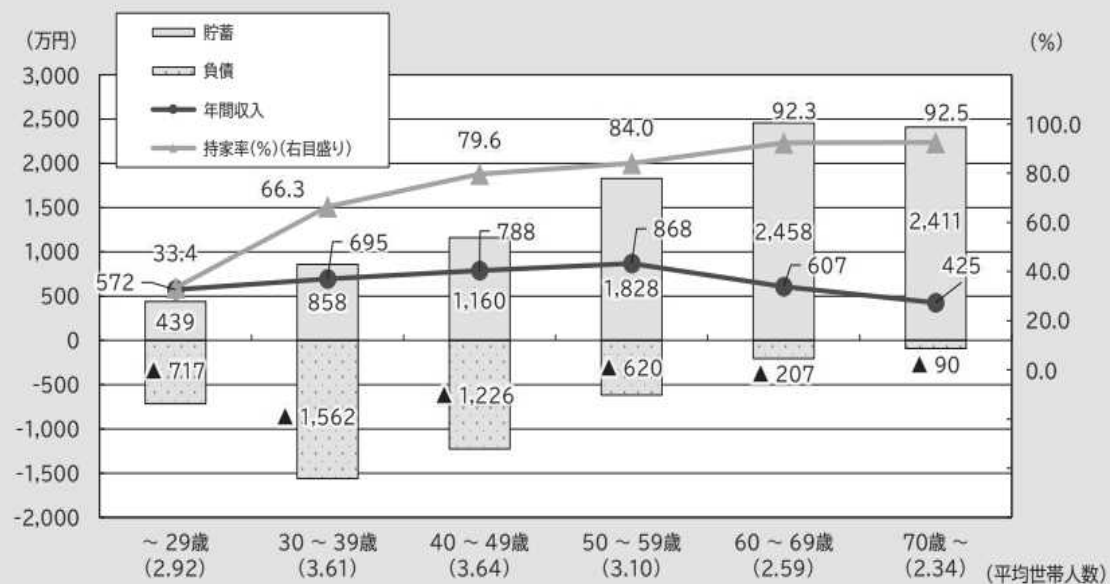


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)
(同調査における令和3年1年間の所得)

⑨

図 1-2-1-14

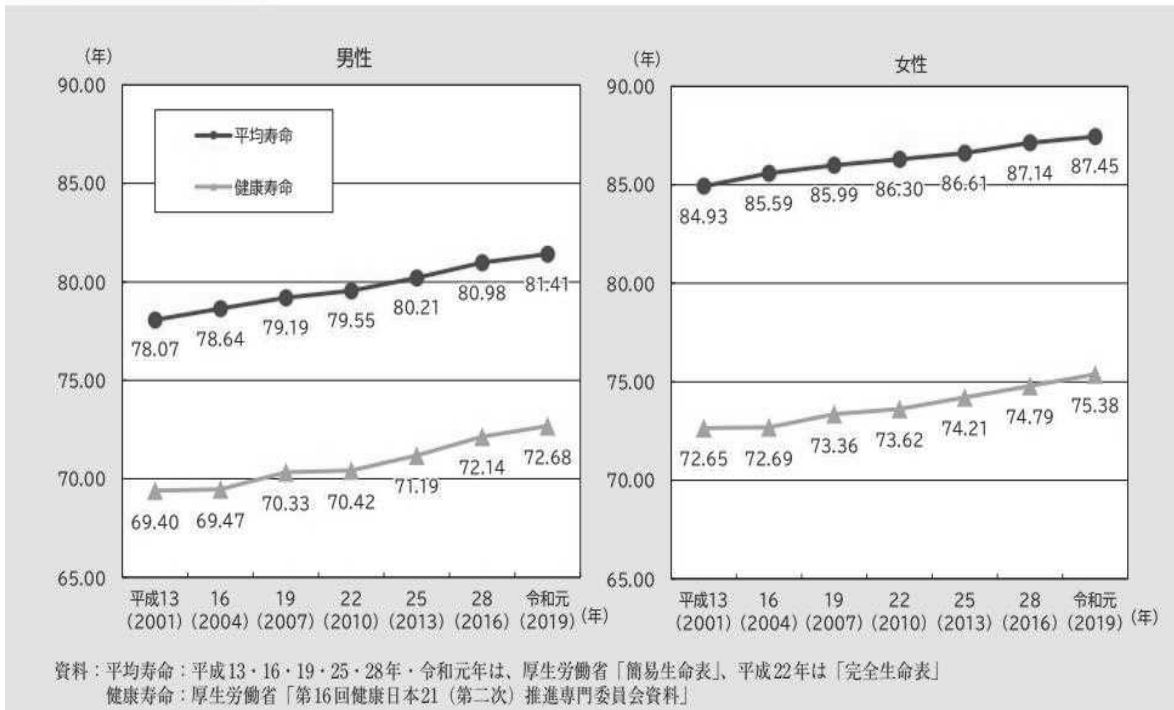
世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率



資料：総務省「家計調査(二人以上の世帯)」(令和4年)

⑩

図1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移



⑪

図1-2-2-8 要介護者等からみた主な介護者の続柄

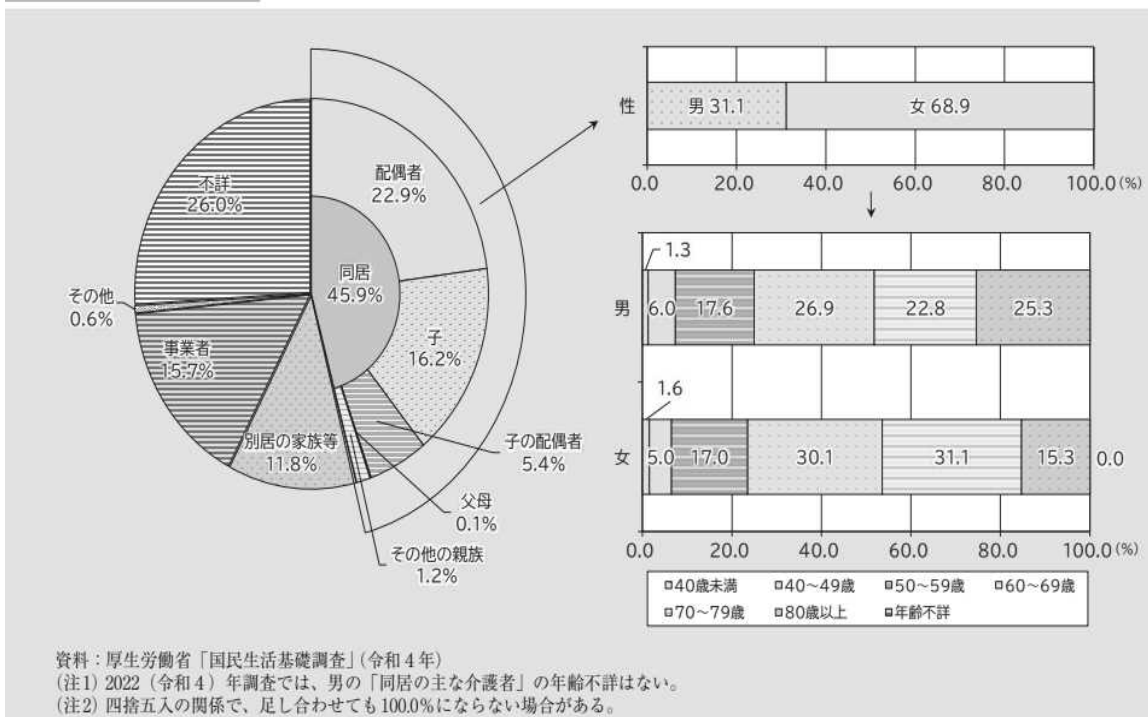
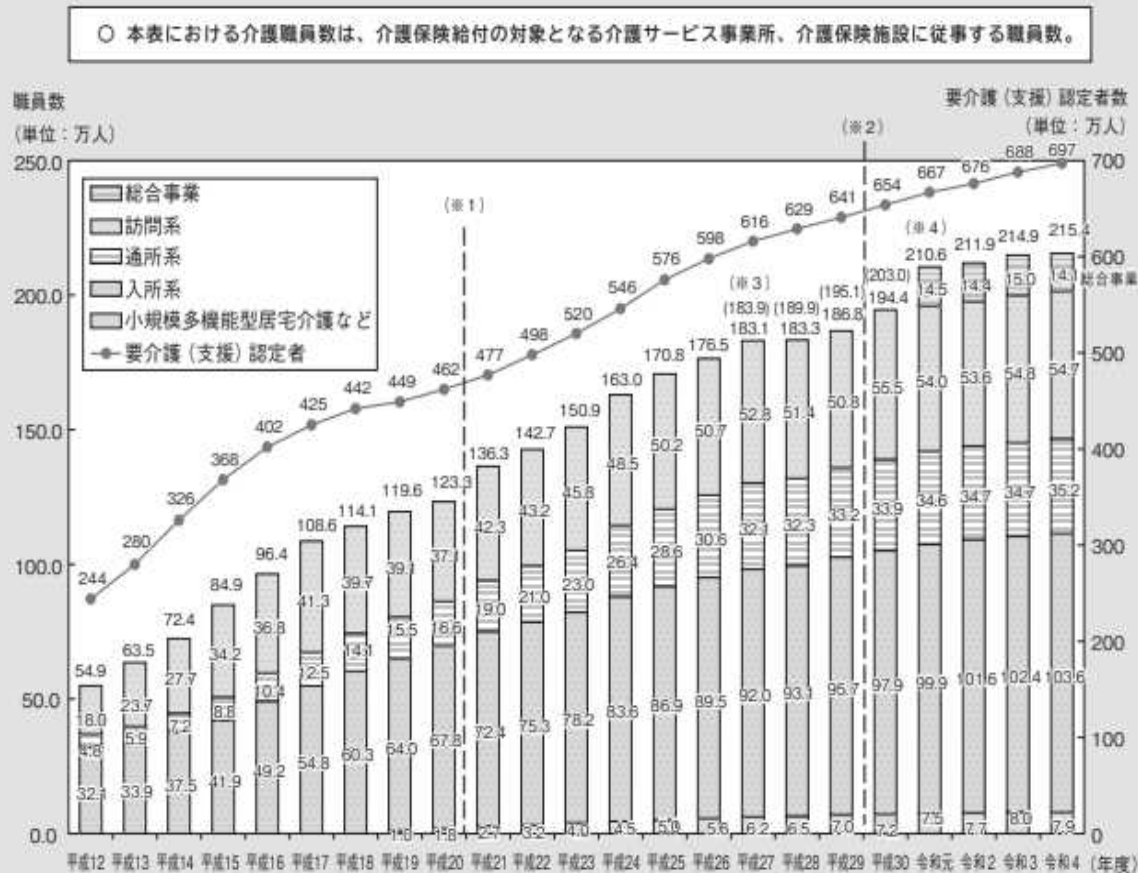


図1-2-2-12 介護職員数の推移



出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

(注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

(注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」(介護調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介護調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介護調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

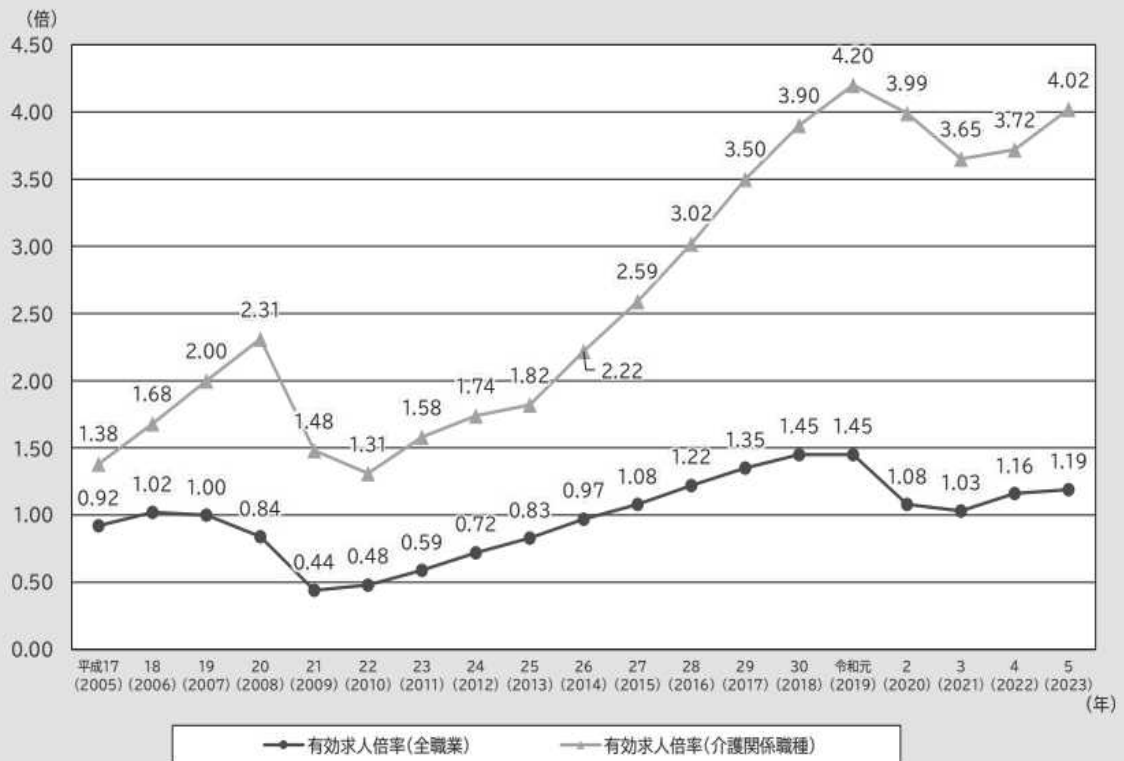
(注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度	総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介護調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介護調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

(注4) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

13

図 1-2-2-13 有効求人倍率（介護関係職種）の推移



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

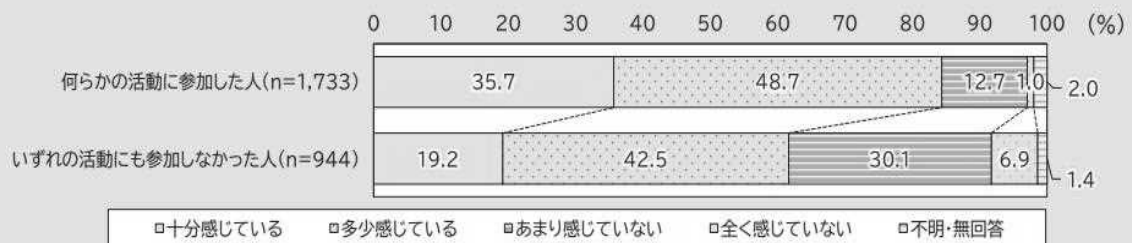
(注1) 有効求人倍率は年平均である。

(注2) パートタイムを含み、新規学卒者及び新規学卒者求人を除く常用に係る数字。

(注3) 介護関係職種は、平成24年2月以前は、平成11年改定「労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「福祉施設寮母・寮父」「その他の社会福祉専門の職業」「家政婦（夫）」「ホームヘルパー」の合計、平成24年3月から令和4年3月までは、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」「家政婦（夫）、家事手伝い」「介護サービスの職業」の合計、令和4年4月以降は、平成21年12月改定「日本標準職業分類」における「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉専門職業従事者」「家政婦（夫）、家事手伝い」「介護サービス職業従事者」の合計による。

14

図 1-2-3-2 65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方（複数回答）



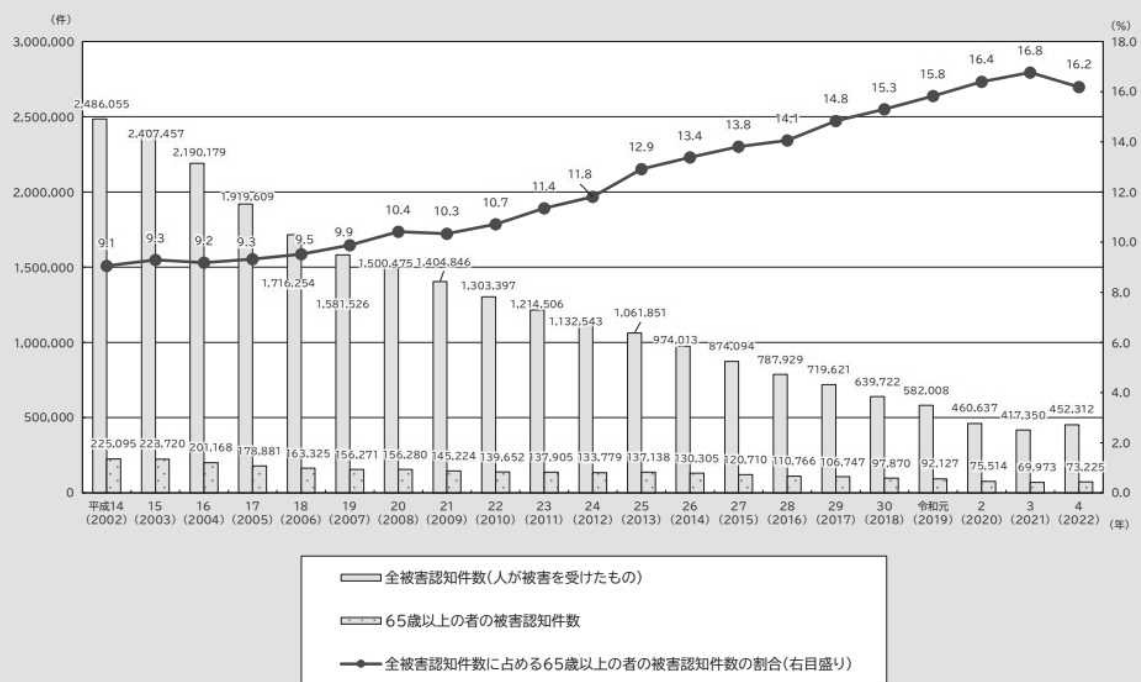
資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

(注1) 「何らかの活動に参加した人」とは、直近1年間に「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」「生産・就業（生きがいのための園芸・飼育、シルバー人材センター等）」「教育関連・文化啓発活動（学習会、子ども会の育成、郷土芸能の伝承等）」「生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）」「安全管理（交通安全、防犯・防災等）」「高齢者の支援（家事援助、移送等）」「子育て支援（保育への手伝い等）」「地域行事（祭りなどの地域の催しものに参加）」「地域行事（祭りなどの地域の催しものの世話等）」のいずれかに参加した人を指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

15

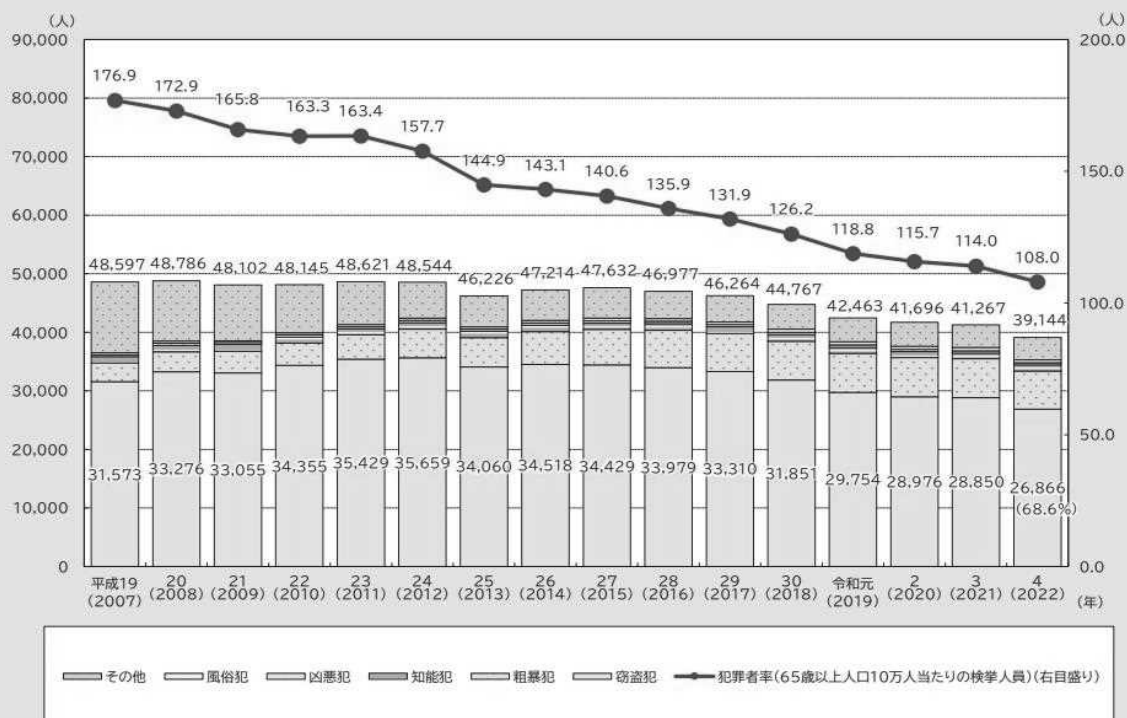
図 1-2-4-10 65歳以上の者の刑法犯被害認知件数



資料：警察庁統計より内閣府作成

16

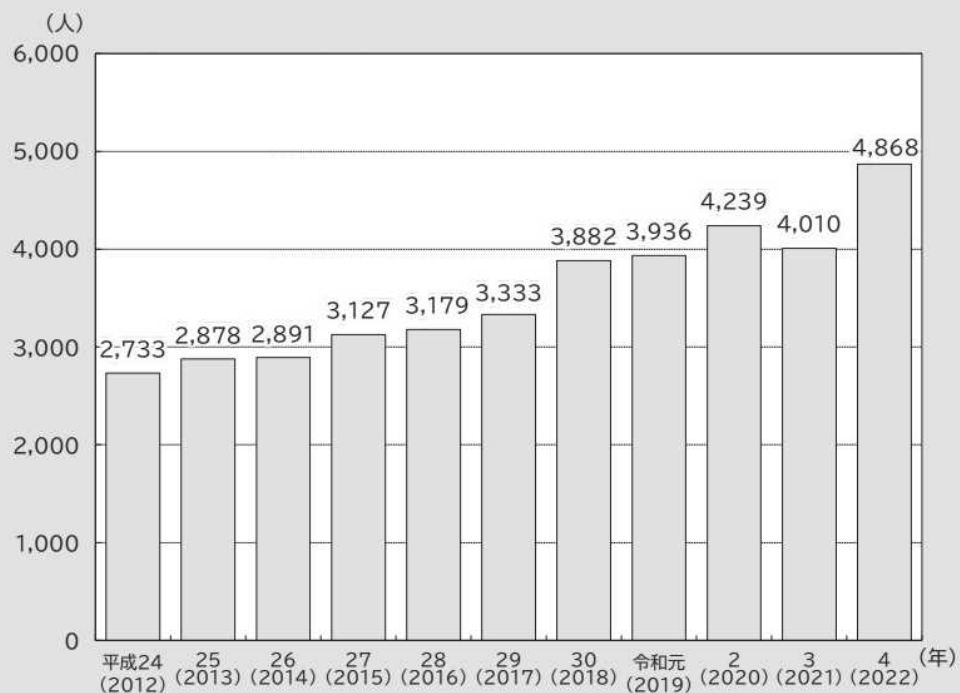
図 1-2-4-12 65歳以上の者による犯罪(65歳以上の者の包括罪種別検挙人員と犯罪者率)



資料：警察庁統計より内閣府作成

17

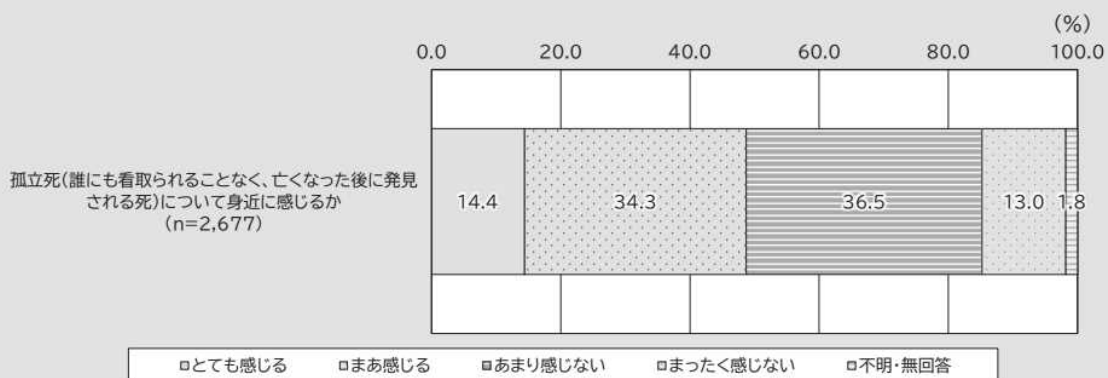
図 1-2-4-17 東京 23 区内における一人暮らしで 65 歳以上の人の自宅での死亡者数



資料：東京都保健医療局東京都監察医務院の統計より内閣府作成

18

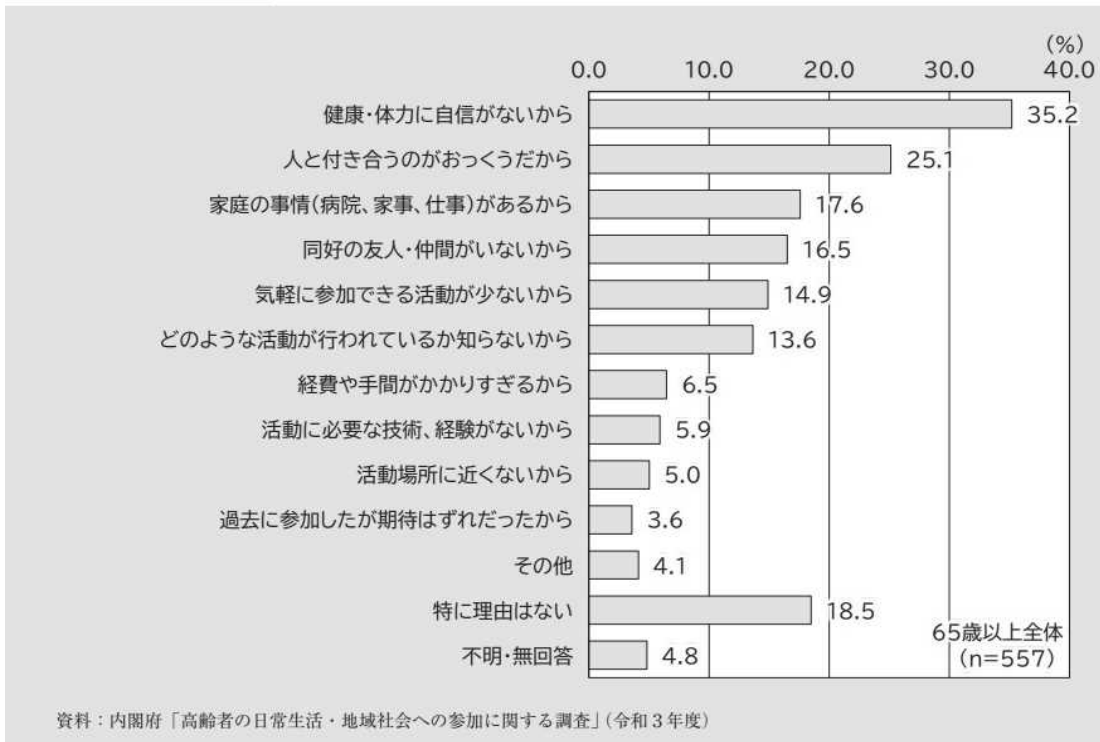
図 1-2-4-18 65 歳以上の者の孤立死に対する意識 (択一回答)



資料：内閣府「令和 5 年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

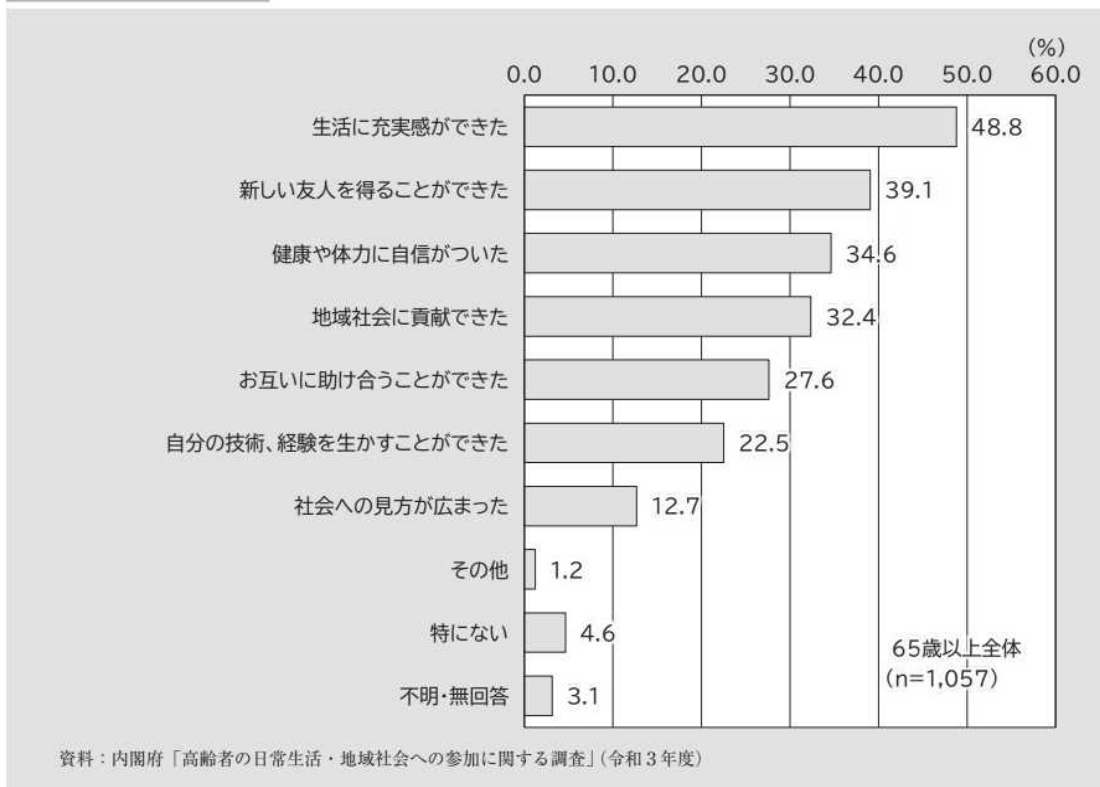
19

図 1-3-1-6 社会活動に参加したいと思わない理由（複数回答）



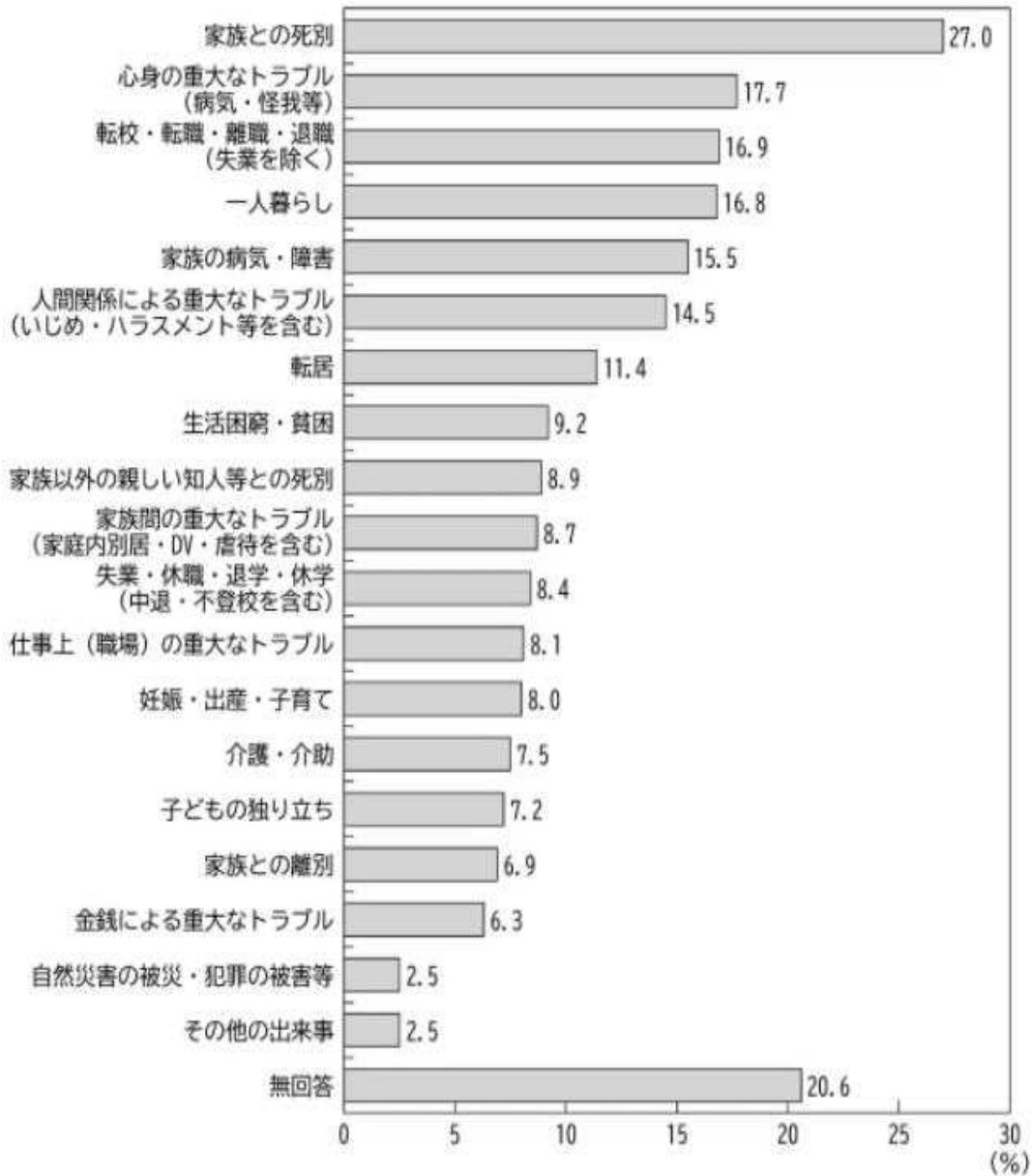
20

図 1-3-1-7 社会活動に参加して良かったと思うこと（複数回答）



図表 I-2-1-11

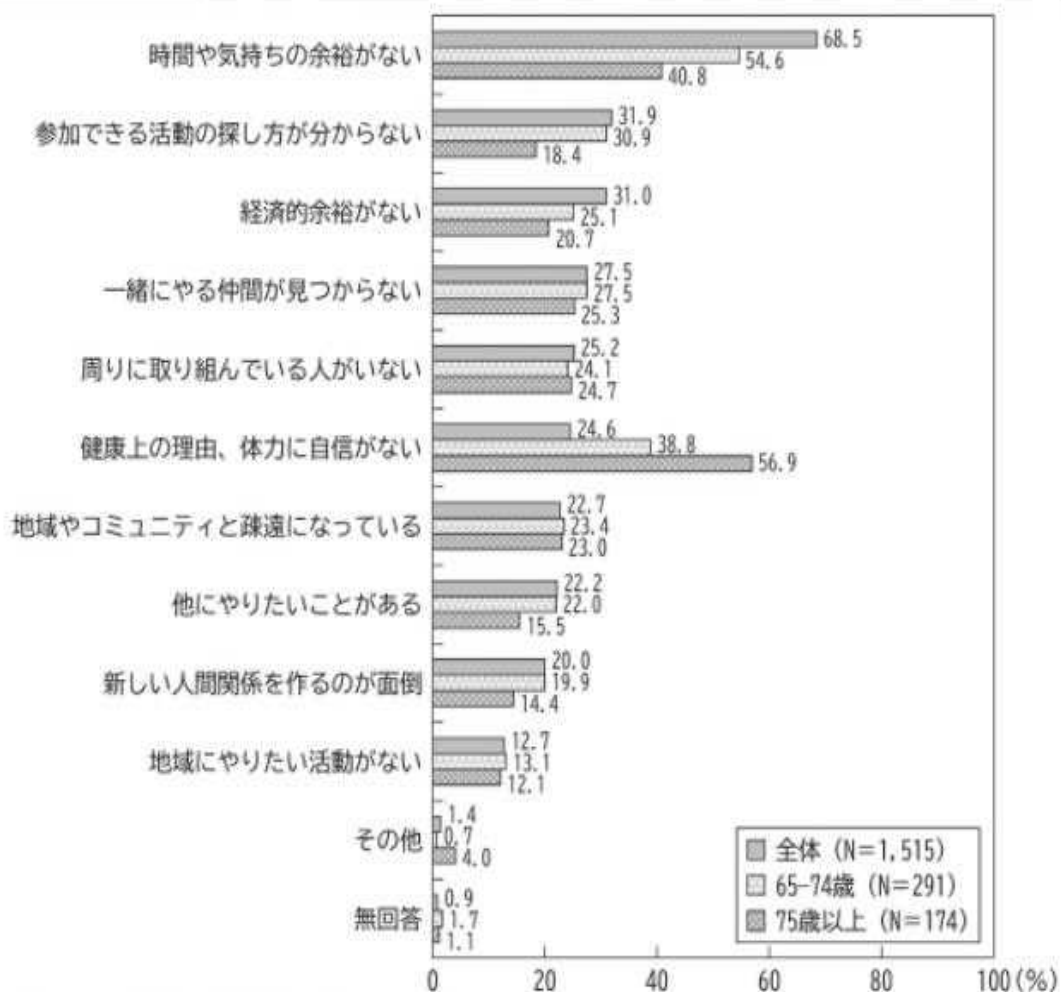
「孤独感に強く影響を与えたと思われる出来事はどれか」という問への回答割合



- (備考) 1. 内閣官房「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和4年人々のつながりに関する基礎調査)」により作成。
 2. 「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。」との問に対して、「たまにある」、「時々ある」又は「しばしばある・常にある」と回答した人への、「現在の孤独感に強く影響を与えたと思われる出来事はどれですか。影響の強い順番に3つまでお答えください。」との問に対する回答数が多い順に表示(複数回答)。
 3. 全体：N=4,380

図表 I-2-3-6

ボランティア活動や社会貢献活動に「興味はあるが、現在参加していない」理由（年齢層別）



（備考） 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」（2022年度）により作成。

2. 「あなたの、ボランティア活動や社会貢献活動への参加状況について、当てはまるものを1つお選びください。」との問に対し、「興味はあるが、現在参加していない」と回答した人への、「興味はあるが、現在参加していない理由として、当てはまるものを全てお選びください。」との問に対する回答数が、全体の多い順に表示（複数回答）。